

平成23年4月1日施行

# 広島県暴力団排除条例

～改訂版～



この条例は、県、事業者、県民等が力を合わせて  
地域経済の場や県民生活の場から暴力団を排除し、  
安全で平穏な広島県を確立するために制定されました。

断る勇氣

断つ勇氣



この条例は、広島県から暴力団を排除するため

- 県及び事業者、県民の方々の役割
- 利益供与など暴力団と不適切な関係にある個人・事業者について調査、勧告を経て公表
- 入札参加資格業者等が暴力団排除に関する禁止事項に該当する場合は、知事へ通報
- 青少年の健全な育成を図るための措置

等について定めています。

# 暴力団に対する利益の供与等の禁止等

## 第10条 利益の供与・要求の禁止

1. 何人も、情を知って、暴力団、暴力団員等又はこれらの者が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することになる金品や財産上の利益の供与をしてはいけません。(法令上の義務、情を知らないうでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合を除く。)
2. 暴力団員等は、他人に対し、前項に違反する行為をするよう要求してはいけません。

### 対象行為に対しては調査・勧告・公表



## 第11条 暴力団利用行為等の禁止

1. 何人も、自己若しくは第三者の不当な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団の威力を利用してはいけません。
2. 事業者は、その行う業務に関し、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員等を従事させてはいけません。

### 対象行為に対しては調査・勧告・公表

#### 民事トラブルに暴力団を利用



# 暴力団の活動を助長する契約・暴力団事務所となる不動産の譲渡等の禁止

## 第13条 暴力団の活動を助長する契約の禁止

1. 何人も、締結しようとする契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、契約を締結してはいけません。(法令上の義務、情を知らないうでした契約の履行の場合その他正当な理由がある場合等はこの限りではありません。)
2. 暴力団員等は、他人に対し、第13条に違反する行為をするよう要求してはいけません。(第16条)

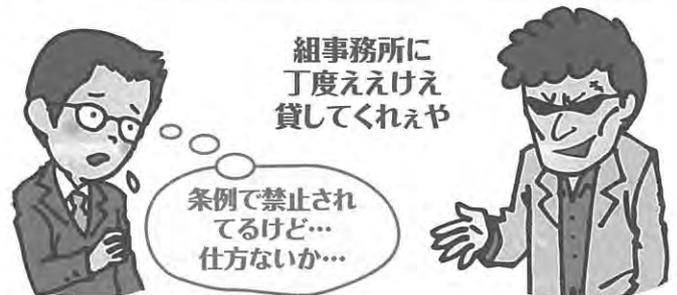
### 対象行為に対しては調査・勧告・公表



## 第14条 暴力団事務所の用に供される不動産の譲渡・貸付契約の禁止

1. 何人も、譲渡又は貸付しようとする不動産が暴力団事務所のために供されることを知って、譲渡又は貸付契約をしてはいけません。
2. 暴力団員等は、他人に対し、第14条に違反する行為をするよう要求してはいけません。(第16条)

### 対象行為に対しては調査・勧告・公表

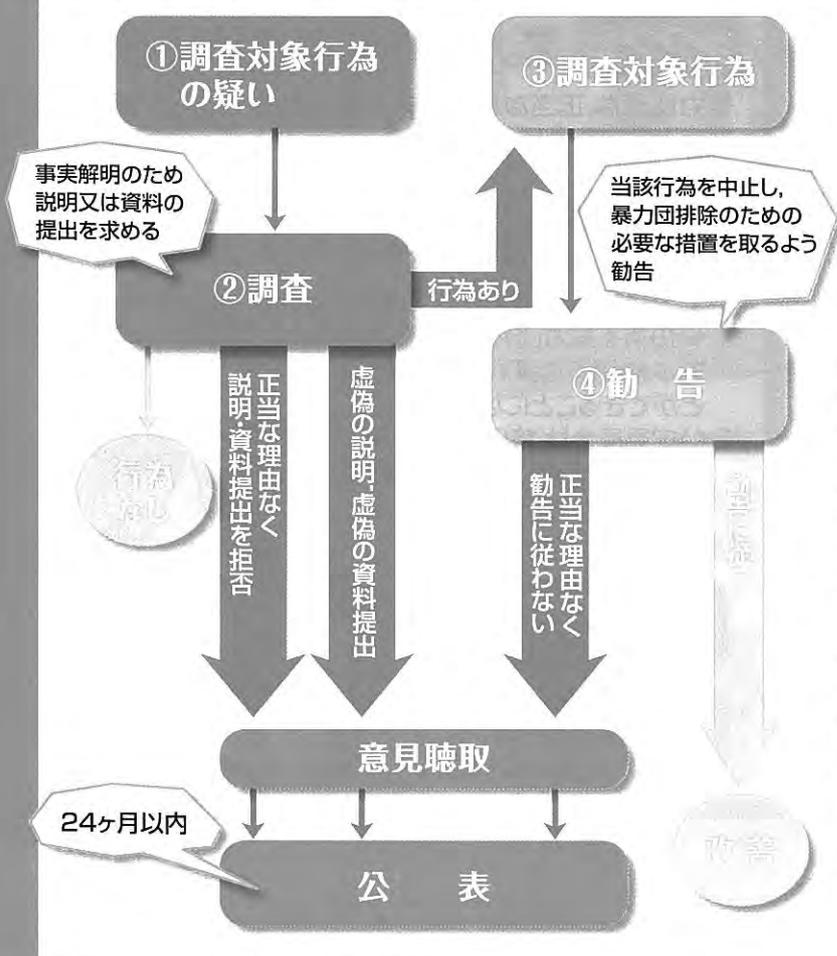


## 第13条・14条 契約時の措置、不動産譲渡、貸付者の責務

1. 事業者は、事業に関して書面契約を締結する場合、契約相手が暴力団員等であることが判明したときは、催告なく契約解除ができる旨を定めるよう努めなければなりません。(13条)
2. 不動産を譲渡しようとする者は、不動産が暴力団事務所で使用されていることが判明したときは、買戻し等ができる旨を。貸付しようとする者は、不動産が暴力団事務所で使用されていることが判明したときは、催告なく契約解除ができる旨を定めるよう努めなければなりません。(14条)



# 暴力団に対する利益の供与等に係る調査、勧告等



## 第19条

### 利益供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表

公安委員会は、調査対象行為の疑いがある場合、関係者に対して説明又は資料の提出を求めることができることとなりました。

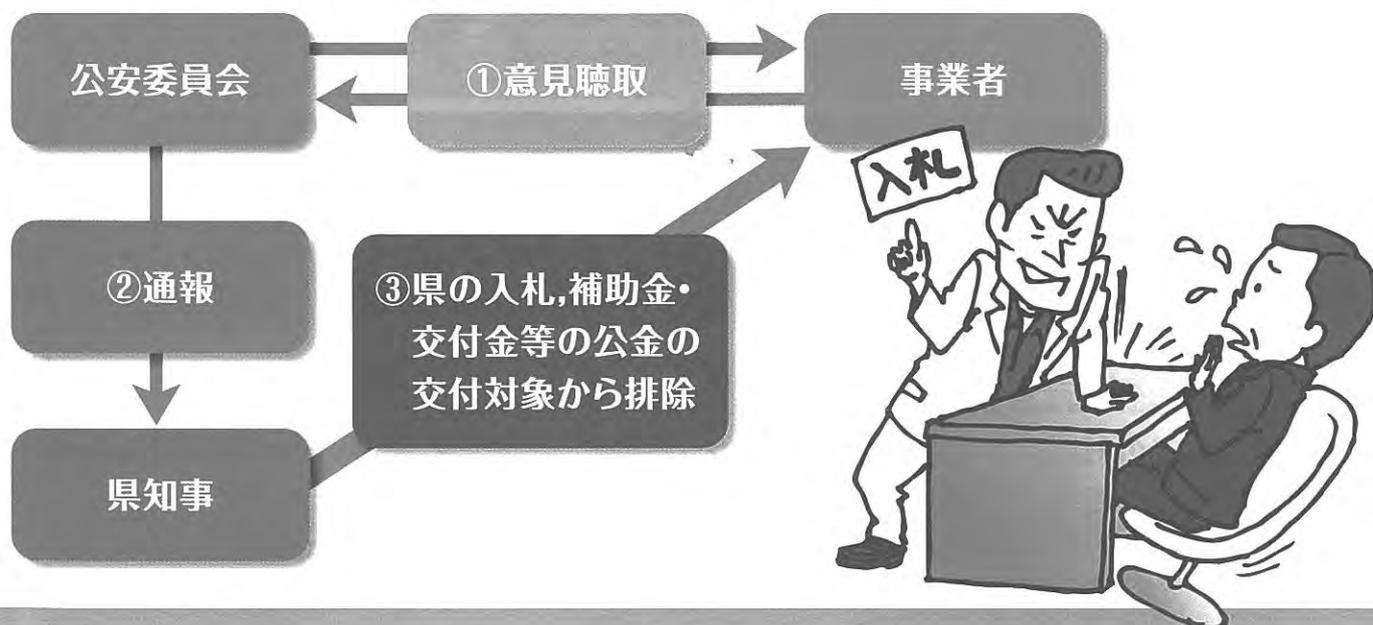
#### 調査・勧告・公表の対象となる行為

- ・第10条第1項(暴力団、暴力団員等への利益供与)
- ・第10条第2項(他人に暴力団員等に対する利益供与を要求すること)
- ・第11条第1項、2項(暴力団利用行為、事業への暴力団員従事)
- ・第13条第2項(暴力団の活動助長、又は運営に資することを知っての契約)
- ・第14条第2項(暴力団事務所に使用されることを知っての不動産の譲渡等)
- ・第15条第2項(暴力団事務所に使用されることを知っての不動産契約の代理・媒介)
- ・第16条(暴力団の活動を助長することになる契約等の要求の禁止)



# 県の入札参加資格業者に係る禁止事項

- 暴力団を経営・運営に関与させること等の禁止(17条)
  - ・暴力団員等を役員等にしたり暴力団を経営、運営に関与させてはいけません。
- 暴力団の維持・運営に協力すること等の禁止(18条)
  - ・暴力団が勢力を誇示するために行う活動等の行事に参加してはいけません。
  - ・暴力団員とゴルフ、飲食、旅行等をしばしば共にする等、社会的に非難される関係を有してはいけません。
  - ・事業に関して暴力団員等が経営する業者を利用してはいけません。





# 暴力団対策法で禁止されている27の行為

## 暴力的要求行為 暴力的要求行為 準暴力的要求行為

**1 口止め料を要求する行為**  
人に対して、企業や団体の不正な経営内容や異性問題のスクエキャンダル等、人に知られていない事実の重伝又は公表にかかわって、口止め料として金品等を要求する行為



**2 寄附金や賛助金等を要求する行為**  
人に対して、寄附金・賛助金、その他名目のいかに問はず、みだりに金品等の贈与を要求する行為



**3 下請参入等を要求する行為**  
建設工事等の請負業務の発（受）注者に対し、その発（受）注者が拒絶しているにもかかわらず、下請参入、資材の納入等の受入れを要求する行為



**4 みかじめ料を要求する行為**  
縄張内で営業を営む者に対して、日常業務用の物品購入、興行の入場券・パティ券等の購入、用心棒料等を要求する行為



**5 用心棒料等を要求する行為**  
縄張内で営業を営む者に対して、日常業務用の物品購入、興行の入場券・パティ券等の購入、用心棒料等を要求する行為



**6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為**  
金銭を目的とする消費貸借上の債務で、利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴うものについて、債権者に対し、履行を要求する行為



**7 不当な方法で債権を取り立てる行為**  
人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対して、乱暴な言動を交えたり、迷惑を覚えさせるような方法で訪問したり、電話をかけるなどして債権を不当に取り立てる行為



**8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為**  
人に対して、金銭を目的とする消費貸借上の債務や家賃、購入した物品の代金等の全部又は一部の免除や履行の猶予をみだりに要求する行為



**9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為**  
金銭貸付業者以外の者に対して、みだりに金銭の貸付け、手形割引等を要求し、又は金銭貸付業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、貸付け、手形割引等を要求する行為



**10 不当な金融商品取引を要求する行為**  
金融商品取引業者その他の金融商品取引業務を営む者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引を行うこと、又は金融商品取引業者に対して著しく有利な条件により有価証券の信託取引を行うことを要求する行為



**11 不当な株式の買取り等を要求する行為**  
株式会社に対して、みだりに自己株式の買取り又はそのあっせんを要求したり、株式会社の取締役、執行役、監査役、株主に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、買取り、あっせんを要求する行為



**12 不当に預金・貯金の受入を要求する行為**  
銀行等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金・貯金の受入れを要求する行為



**13 不当な地上げをする行為**  
正当に使用する権利に基づいて、建物やその敷地を使用している者に対し、その意思に反して明渡しを要求する行為



**14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為**  
土地、建物を占拠したり、自己の氏名を表示したり（支配の誇示）して、所有権者、担保権者等が拒絶しているにもかかわらず、支配の誇示をやめることの見返りとして明渡し料等を要求する行為



**15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為**  
宅建業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買・交換をすること、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求する行為



**16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為**  
宅建業者以外の者に対して、宅地等の売買・交換をすること、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求する行為



**17 建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為**  
建設業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求する行為



**18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為**  
暴力団の示威行事の用に供されるおそれがある集会施設等の管理者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、その施設を利用させることを要求する行為



**19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為**  
人から依頼を受け、報酬を得て、又は報酬を得る約束をして交通事故等の示談交渉を行い、損害賠償として金品等を要求する行為



**20 因縁を付けての金品等を要求する行為**  
人に対して、買った商品、受け取ったサービスの欠陥等を口実に損害賠償等の名目で、あるいは有価証券の売買で損害を被ったと因縁を付けて損失補てんを要求する行為



**21 許認可等をすることを要求する行為**  
行政庁に対して、許認可等の要件に該当しないのに許認可等をするよう要求したり、不利益処分等の要件に該当しないのに不利益処分をしないよう要求する行為



**22 許認可等をしないことを要求する行為**  
行政庁に対して、許認可等の要件に該当するののに許認可等をしていないよう要求したり、不利益処分等の要件に該当しないのに不利益処分をするよう要求する行為



**23 売買等の契約に係る入札に参加させることを要求する行為**  
国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関し参加資格がない者や指名基準に適合しない者を入札に参加させるよう要求する行為



**24 売買等の契約に係る入札に参加させないことを要求する行為**  
国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関し参加資格がある者や指名基準に適合する者を入札に参加させないよう要求する行為



**25 人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為**  
人に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に参加しないこと、又は一定の価格その他の条件で入札の申込みをすることをみだりに要求する行為



**26 売買等の契約の相手方としないことを要求する行為**  
国・地方公共団体等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、自己や自己の関係者を国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方とすることを、又は特定の者を契約の相手方としないことをみだりに要求する行為



**27 売買等の契約の相手に対する指導等を要求する行為**  
国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方に、下請等の発注や資材・物品を納入させるよう指導・助言することなどをみだりに要求する行為



暴力団排除活動の基本理念  
**「三しない運動」**  
プラス1

**暴力団を利用しない**  
**暴力団を恐れない**  
**暴力団に金を出さない**  
+  
**暴力団と交際しない**

## 不当介入事案（検挙・警告）概要一覧

【組織犯罪対策第二課;令和5年3月末現在】

受理年月日（警察）	区分	事案概要	備考
H15.7.2	参考	現場事務所に男2名が獅子舞を持って来所し、現場責任者に「今、工事現場で安全祈願をしたので、もう事故は起こらない。いくらでもいいから祝儀を貰えないか。」等と告げ、2000円を渡した。2週間後、今度は同和団体を名乗る男1名が来所し、「こないだ獅子舞が来たろう、あれは俺の下の者だ。足代を出してくれ。」等と金銭を要求された。※相手方の氏名等は不明	県発注工事
H15.7.4	警告	建設会社の資材置場に右翼団体の男数名が来所し、経営者に対して「〇〇塾のB言うんじゃが、ここで野焼きをやっていることで来た。」等と告げた。不当要求はなかったが、形態が野焼きに因縁をつけた賛助金要求と認めた。	民間工事
H15.7.7	警告	水道管理設工事を落札したところ、同業の建設会社社長らが事務所に押しかけ、「是非、仕事をくれんか。」等と執拗に告げ、断ったが、下請予定業者の事務所に押しかけて執拗に下請参入を要求した。※過度の営業行為であり警告	福山市発注工事
H15.7.10	検挙	工事現場に暴力団組員Aが来所し、現場責任者に「どこかに挨拶はしとるんか。工期はいつまでかのう。間に合うんかねえ。社長へ電話するように伝えてくれ。」等と告げ、挨拶料を要求した。	民間工事
H15.7.11	検挙	工事現場に暴力団組員Cが来所し、現場責任者に「何処に挨拶してやりようんか。〇〇組のCじゃ。挨拶してくれんと困るんじゃが。工事代金の何パーセントか決まっとろう。他の組の者がよけい来るぞ。」等と告げ、挨拶料を要求した。	民間工事
H15.7.25	警告	会社事務所に同和団体のDが来所し、肩書入りの名刺を示したうえ、「〇〇大学の研究棟改修工事には××設備棟を下請に入れてほしい。」と告げ、これを断ると、「何を考えとんなら、お前の会社を徹底的に叩くぞ。」等と下請参入要求した。	国発注工事
H15.8.7	警告	一般人Sは、工事現場を車両で通行中、道路陥没により自損事故を起こしたが、その際、事故とは関係のないCDプレイヤーの取り替えを要求した。※自損事故については示談成立	広島市発注工事
H15.8.7	警告	暴力団関係者Fは、工事現場の仮設信号機で停車中、当て逃げ事故にあったが、原因は、停止看板の表示が問題として、施工業者や地域事務所に押しかけるなど車両の修理を要求した。	県発注工事
H15.8.20	検挙	暴力団組員及び右翼のPは、野焼きをしていた〇〇建設に「野焼きをしたらいけないじゃないか。連絡してくれ。」等と告げていたものの、連絡がないことから、役場を訪れ、「町として行政措置をとること、その際は立ち会わせること。」等の抗議文を手渡したが、これを拒否されたため、町職員に対して「どういう指導をしたのか、文書で回答しろ。あのまま放っておけば街宣をかけるぞ。」等と脅迫した。	民間工事
H15.8.25	検挙	工事現場でガードマンが交通誘導中、車両で通行中の男Gが、「車の止め方が悪い。ものの言い方が悪い。詫び状を書け。」等と告げ、自宅への謝罪訪問を指示した。翌日、国交省職員と施工業者が同人方に謝罪に赴いたところ、「俺は1時間2万円をとるんだ。昨日が10万円、今日の講習が60万円、俺への土下座は100万円だ。〇〇社はお金で誠意を見せたぞ。」等と告げて迷惑料を要求した。	国発注工事
H15.9.9	警告	ガードマンが工事現場外で自転車に乗った男Hが転倒するのを目撃し、119番した結果、腰を骨折していることが判明したが、Hは、怪我の因果関係のない施工業者に対し、「生活費を10万円出してくれ。」等と要求した。	海田町発注工事

受理年月日（警察）	区分	事案概要	備考
H15.9.19	検挙	会社事務所に暴力団組員Qが来所し、責任者に「僕はQと言う者じゃが、〇〇と言う人を知っているか。仕事をするには何か必要じゃないか。」等と告げ、数日後更に、「子どもの遣いじゃあるまいし、20万円出せんか。」等と挨拶料を要求した。	民間工事
H15.9.26	警告	工事現場に男Jが来所し、交通誘導中のガードマンに「通行止めのチラシや看板を見ていない。」等と告げ立ち去ったが、その後、施工業者に「警備員の口のききかたが悪い、若い者を連れて行って邪魔をしてやる。」等と工事妨害を示唆した。	熊野町発注工事
H15.10.2	警告	市営住宅外壁工事に関し、居住者の男Kが現場責任者に「これまでの工事は僕がストップさせていた。アサヒビールを持ってくれば黙っていてやる。」等と告げ、挨拶料名目に物品を要求した。	広島市発注工事
H15.10.8	検挙	マンション建設工事現場事務所に暴力団関係者T、Yの2名が来所し、事務所長に「夜働いて、朝8時に寝ているが、工事がうるさくて寝れん。体調が悪くなった。」等と告げて立ち去ったが、翌日、事務所職員に電話で、「別に部屋を借りようと思う、費用を見てくれ。勢いをつけて行くで。」等と脅迫した。	民間工事
H15.10.22	警告	市営住宅外壁工事に関し、居住者の男Wが施工業者に「僕は病気で音が気になる。そんな時は工事をストップしてもらおう。ホテルでも用意してくれればそこに行く。シートを掛ければ布団が干せない。シートをハサミで切るぞ。乾燥機付きの洗濯機を買ってくれ。」等と要求した。	広島市発注工事
H16.1.25	警告	工事現場に暴力団組員Mが来所し、施工業者に「どうなってるんら、工事がうるさくていけん、道路使用許可をとっているのか、ガードマンはおらないのか。どうなっている。市役所へ聞くぞ。」等と告げた。※挨拶料要求が目的と判断	竹原市発注工事
H16.2.27	検挙	工事現場に政治団体の男Sが車両で通行中、折からの突風で看板が倒れ、車両に軽微な傷がついたが、Sは、「ちゃんとせんと工事はできんど。よそでも工事を止めとるんじゃ、何ヶ月も止めたんじゃ。役所もよう知っとるんじゃ。事故の問題が片付くまでは工事はできんど。」等と告げ、来所した区役所職員に「この事故の問題が解決するまで工事はさせん。安全対策の資料を持ってこい。」等と告げて多額の修理代金を要求した。	広島市発注工事
H16.3.13	検挙	マンション工事に関して、暴力団関係者が、工事責任者を自宅に呼びつけ、「騒音や埃をかぶり洗濯物も干せない。住民をまとめて反対運動をやるか。今までの迷惑の補償と、日照権の補償はどうするのか。道路工事でも2～3万円の商品券をもってくる。」等と告げたいえ、後日、更に「わしは指がない、損害倍書の裁判をしても要するに金だ。金にならんのなら工事を止めてもらおう。」等と告げて迷惑料を要求した。	民間工事
H16.5.18	検挙	会社事務所に右翼団体の男Kが来所し、責任者に「吉田町のプールの工事を取ったな。下請は決まっているか。〇〇会社を下請で使うつもりか。不法投棄をしている会社だぞ。地元業者が反発して告発文が出ている。大事にならないよう忠告に来ている。瑞穂会には街宣車が30台おるぞ。知らぬ存ぜぬでは大事になるぞ。××会社を使え。」等と下請参入を要求した。	安芸高田市発注工事
H16.5.26	検挙	入札室前において、建設業者Hが、他の建設業者に対して、「この工事はうちが受注して××会社に仕事をして貰うことになっている。」等と告げたいえ、建設業者Mが、「うちが仕事をするんが気に入らんのか。他の業者とは話がつかいとる。業界のルールを知らんのか。あんたが工事を取ったらどうなるか知らんぞ。」等と脅迫した。	福山市発注工事

受理年月日（警察）	区分	事案概要	備考
H16.6.8	検挙	建設業者Rは、同社事務所において、他の建設業者に対して「〇〇会社は降りたんか。好き勝手しやがって、お前のところが業者をイジメたんじゃけ、お前のところもやっちゃる。」等と告げたうえ、後日、「どっちにしてもこの仕事をお前が取ったら、仕事はさせんど。」等と脅迫した。	広島県発注工事
H16.7.21	検挙	建設会社事務所に男Yが電話で、「うちをさうてくれ。」と告げ、これを断られたところ、「わしや日の丸じゃけー、判つとろうが。」等と告げて右翼団体等を推認させて下請参入を要求した。	尾道市発注工事
H16.10.5	警告	建設業者が工事着工挨拶のため、男T方を訪問したところ、「することをしたんか、わしは、こういう者じゃ。」等と告げて、菱形のバッジ（山口組の代紋バッジ？）を見せ、挨拶料を要求した。	広島市発注工事
H17.4.15	警告	工事現場に男Kが来所し、現場責任者に対して、再三、「工事の音がやかましい、騒音で音楽CDの作成ができません。工事をさせない、重機を持って帰れ。」等と告げて工事を妨害した。	広島市発注工事
H17.7.7	検挙	暴力団員Kは、三原市内の家屋解体工事現場に車で乗り付け、現場責任者に対し、「〇〇組のもうりに来て挨拶なしに仕事してもろうちゃ困る。」等と告げて挨拶料名目の金員を要求した。	民間工事
H17.10.7	検挙	男性Bは、電柱更改工事試堀現場を訪れ、「工事の音がうるさくて眠れない、うちの若い者は気が短い、そんな態度では工事をさせない。」等と因縁を付け、ホテル代、タクシー代名目に現金2万円を恐喝した。	民間工事
H18.8.7	検挙	男性Nは河川災害の測量調査をしていた測量調査会社作業員3名に対し、「無断で立ち入るな。堤防の上に立て、農が突き落としてやる。」等と告げた上、発注者受注業者ら6人を自宅へ呼びつけ、鎌を押しつける等して脅迫した。	広島県発注工事
H18.10.10	検挙	元暴力団員Kは、道路改良工事受注業者に対し、「工事関係者が通行している林道の一部は農の土地じゃ。」等と因縁を付け、「林道を通行するには1700万円を支払え、業者はわしが仕切る。」等と金員を要求して工事の妨害をした。	広島県発注工事
H19.6.12	警告	〇〇人権協議会を名乗るMは、発注者から聞き出した受注業者役員に対し、「本体工事をしたいわけではない。弱者救済地場産業育成と言うことで、営繕、仮設事務所のリース、ガードマン、付帯工事だけでもさせてくれ。」等と告げて、下請参入及び物品購入要求をした。	三次市発注工事
H19.10.4	警告	全日本〇〇連盟を名乗るKは、工事現場用品のリース契約を取り付けようとして、市道工事受注業者に再三架電し事務員に対し「社長を出せ。おらんのなら帰ったら電話をさせろ」と要求した。	三次市発注工事
H20.2.12	警告	全日本〇〇企業振興会〇〇支部を名乗るKは、受注業者に架電し、「道の駅の工事でハウス、便所、フェンス、バリケードを使って貰えないか。〇〇地区の工事でも良い。」等と告げて資材納入又は下請参入の要求をしたが拒否され、週1回、約1ヶ月にわたり執拗に要求をした。	国発注工事

受理年月日（警察）	区分	事案概要	備考
H20.4.10	警告	全日本〇〇企業振興会〇〇支部を名乗るKは、公共工事の受注業者に架電し、「仮設事務所、備品、仮設材等を扱っている。使ってもらえないか。」等と告げた上、「私どもも同和関連、右翼等もよく知り合いですよ。」等と資材納入等の要求をした。	国発注工事
H20.6.11	警告	暴力団員Fは、自己の車両に道路清掃の散水車の汚泥が飛散し車体が汚れたとして受注業者に因縁を付け、更に、発注者に対して「受注業者が僕の顔を当たり屋呼ばわりしている。何とかしろ。」等と告げ、受注業者に対する指導監督の要求をした。	国発注工事
H20.7.22	検挙	暴力団員を名乗るSは受注業者に対して「工事現場の釘を踏み、怪我をした。10万、20万出せよう訳じゃあなかろう。誠意を見せや。」等と暗に金員を要求したが、業者がこれを渋ると、「商品券でも買って来い。」等と要求した。	広島市発注工事
H20.9.2	警告	全国〇〇会企業振興会を名乗るSは、受注業者に対し、「俺は地元の地権者の関係者だ。現場代理人と話がしたいので連絡をくれ。」と申し向け、架電してきた現場代理人に対し、「トラロープ、カラーコーン、土嚢袋を購入してくれ。」等と告げて物品購入等の要求をした。	広島県発注工事
H20.10.23	警告	中国仮設〇〇協会のHは、中国地方整備局〇〇事務所に架電し、「国交省が発注している〇〇トンネルの工事をしている△△工業は電話の対応が悪い。たらい回しにされた。行政指導はどうなっているのか。」等と抗議し、更に、「業者に謝りに来させる件はどうなったか。指導していない。これから事務所に行くぞ。」と問題をすり替えて抗議し、発注者による受注者への行政指導を要求した。	国発注工事
H20.11.6	指導	全国〇〇建設業協会を名乗る男は、尾道・松江自動車道工事受注業者に対し、「ハウスを使ってくれないか。どこへ電話すれば使ってもらえるのか。総務部長の名前を教えてください。」などと電話で仮設事務所設置を要求。受注者がこれを拒絶すると、「〇〇所長からの電話が欲しい。連絡がないなら、発注者を通して推薦してもらおう。」旨の要求をした。	国発注工事
H21.1.28	指導	クレーマーM男（49歳）は、歩道整備工事受注業者が、工事現場近隣住民に工事のチラシを配布したことから、M男は、〇区土木課に対して、「前回の時、車に埃がついて洗車した。工事終了後、埃がついていたら洗車代を出せ。」と要求した。	広島市発注工事
H21.3.4	指導	全国〇〇建設業協会を名乗る男が、雨水幹線建設工事受注業者に対し、「〇〇工事の件で、現場事務所の工事の見積もりを出させて貰えないか、現場事務所の建設をさせてくれ」と要求した。	国発注工事
H21.4.1	指導	歩道舗装工事区域内で自転車で転倒した男が、「ケガをしとんじやけど、10万とか20万とか金額は言わんけえ、気持ちだけでも見舞金を出してもらえんじやろうか。原爆手帳を持つとるけえ、治療費はかからんけど、見舞金は払って貰いたい。この辺にも知り合いは一杯おるし、言やあいくらでも来るで。」と告げて見舞金を請求した。	広島市発注工事
H21.4.17	指導	政治活動標榜ゴロのHは、受注業者事務所に架電して「工事現場に自動販売機を設置してもらえないか。」と要求した。	東広島市発注工事

受理年月日（警察）	区分	事案概要	備考
H21.7.9	警告	自営業者Aは、区土木課に対し、「〇〇建設は、悪徳業者なので自宅周辺では工事させないように」などと嫌がらせをしていたが、同建設に道路補修工事を発注したことから、Aは、「地域住民の声を無視するんじやの、強行突破するんじやの。そういう対応で良いのか。」と工事の妨害をした。	広島市発注工事
H21.7.10	指導	工事延滞で市から工事契約を解除されている建設業者Nは、市発注の法面工事の妨害を企て、土地所有事実等が無いにも関わらず、土地境界を要求し、更に建設用重機を同所に放置して工事の中止を要求した。	呉市発注工事
H21.9.14	警告	自営業者Yは、配水管布設工事の説明で同人方を訪れた担当課職員及び受注業者に対し、「何しに来た。水道工事はすればいい。協力はせん。」「業者が決まったら連絡くれるように言っただろう。土木は挨拶に来たが、水道は挨拶に来なかつたじゃないか。わしは、警察にパクられることはしとらんから、水道工事をするならすればいい。法律を守って水道工事をすればいい。協力はしない。」と申し立てた。	広島市発注工事
H22.1.15	指導	社会運動標榜ゴロを名乗るFは、受注業者に対し「前々から事務所に伺おうと思っていたが、忙しそうなので事務所に行かない。」「今回は現場のクレームではない。日本の国防、竹島問題などを解決させるための研修会を開催しようと思っている。資料を買ってくれ。」と告げて機関誌等の購入要求をした。	国発注工事
H22.4.15	指導	「〇〇環境推進協議会」の代表であり、妻が代表をしている警備会社の実質経営者Tは、自己の不手際により、道路改良工事の警備契約が成立しなかったことから腹いせに発注者に「工事の舗装の仕方が悪い。」などと因縁をつけた。	広島市発注工事
H22.5.10	指導	自治会代表者Kは、地域の草刈りを例年行っており、M工業(株)は受注した河川の維持(草刈り作業)工事の一部が既にKによって刈り取られていたことから、謝意を述べるためK宅を訪問したところ、「あんた達には誠意というものがないんか。3年前からボランティアで草刈りをしている。手伝ってくれる者には儂がジュースを出している。」などどうし向けて暗に金品を要求した。	国発注工事
H22.6.11	指導	Tは、水道管移設工事受注業者が工事車両置き場に隣接するビルの居住者への挨拶のため自宅を訪れた際、下請け参入を申入れたが断られ、受注業者に対し、「つらい現場になるよ。覚悟してやるんじやの。」などと告げた。	広島市発注工事
H22.6.14	指導	右翼団体構成員Yは受注業者O社広島支店に架電し、「〇〇工事事務所に自動販売機を設置させてもらえないか。」と要求した。	府中市発注工事
H22.6.16	指導	右翼団体構成員Yは受注業者O社広島支店に架電し、「〇〇センターJV工事事務所に自動販売機を設置させてもらえないか。」と要求した。	三原市発注工事
H22.8.3	指導	2次下請け業者は、賃金未払い請求の民事訴訟で敗訴したため、協議中の工事代金の未払い分について、元請け業者の責任で解決する要請した。	府中市発注工事
H22.9.3	指導	住宅の修繕工事現場において、「工事の音がうるさい。直ぐにとめろ。」「昼に寝る。窓を閉めて施工しろ。音を出んようにしろ」と話にならない要求をした。	広島市発注工事

受理年月日（警察）	区分	事案概要	備考
H22.9.27	中止命令	指定暴力団関係者は、排水路改修工事現場において、「県外の業者のようだが、地元（ヤクザ）に話を通しているのか。ヤクザや右翼と付き合いがある会社が市の下請けに入っているのか。」と言いがかりをつけた。	尾道市発注工事
H22.10.18	指導	組員と推察される男が、廃業して水道給水を停止していた会社の寮の給水再開の申し込みをため、水道局が給水再開の点検を実施した結果、老朽化で使用できないと言うと、水道管とポンプ場を新設するよう要求した。	尾道市発注工事
H23.1.14	指導	工事現場でユニック車のアームを旋回をさせるため約1分間全面通行止めをした際に、たまたま車で通り掛かった暴力団関係者が「住民に迷惑をかかす。事前に近隣住民が納得しているのか。」等とクレームを申し立てた。	民間工事
H23.1.25	指導	日本環境〇〇〇〇〇〇会の会員を名乗る男が、「建設工事をするのに会に挨拶がない。下請けはどうなっているのか。連絡窓口は誰か連絡して欲しい。私の連絡電話は、(携帯番号)である。」等と一方的にまくし立てて帰ったもの。	民間工事
H23.5.23	指導	「工事に実際のものとは違う者が入るとるじゃろうが」と2名来社し、暴力団員風の男が不当介入しようとした。	広島市発注工事
H23.7.27	指導	犬を連れて自転車で川土手を走行中の男が、工事終了後放置していた重機に引っかかり土手から滑り落ちて犬が怪我をした件で発注元の県は、受注業者の建設会社の工事保険で対応したが、相手方は市にも責任があると主張した。	広島県発注工事
H23.8.4	指導	工事開始前から工事を反対していた近所の居住者が、工事中にシャベルカー前に立ちはだかり、「1年前に行われた動揺の工事で家の壁などにヒビが入り、今回の工事で拡大した。工事をするなら家を修繕して欲しい」と要求した。	広島市発注工事
H23.8.19	指導	広島市の発注工事について、広島市に対し「〇〇という者だが、〇△工事は××会社が契約の対象となっているようだが、△△の件を知っているか。そのような業者と契約を締結していいのか。」といった電話が入った。	広島市発注工事
H23.8.31	指導	解体工事の近所に住む住民が広島市に対して騒音苦情を申し立て、対応に入った受注業者に対し、「音が出る作業をするなら「ホテルを準備しろ。」と要求したので、それに応じたところ「そんな安いホテルに泊まれない。現金を渡してもらえば自分の思うホテルに泊まり、後で領収書を出す。」と要求した。	広島市発注工事
H23.10.24	指導	駐車場工事について、付近住民が役場に対し「駐車場に里道があるが、しっかり車止めされていないため、通行人の安全対策が講じられていない。24時間開放と聞いていたがフェンス等の設置が始まり話が違う。要求に応じないなら街宣車でも使う。」等と要求した。	民間工事
H24.1.17	指導	舗装工事現場付近の住民が飲酒泥酔の上、工事現場の警備員及び現場責任者に対し、「いい加減な工事をしている。」等と因縁をつけ、胸倉を掴む暴行を加えたり工事資機材を破壊する等したが現場を立ち去り帰宅した。	広島市発注工事
H24.2.10	指導	道路整備工事の付近住民が役場に対し「工事に関して聞いていない。土曜日に工事をさせたことが悪い。すぐに止めさせる。」等と要求した。	広島市発注工事
H24.3.2	指導	暴力団員が水道管等の工事現場において、工事責任者を呼び出し「交通渋滞が多く、仮舗装が剥がれて未知に飛散している。そのような苦情が自分のところに入ってくるのに挨拶がない。普通ならこのような場合は地元調整費を払うものだ。無理に支払うことはないがそのときには自分らもうごかなくてはいけなくなる。」等と要求した。	広島県発注工事

受理年月日（警察）	区分	事案概要	備考
H24.7.26	指導	建物解体工事の近隣住民が、受注JVと県担当部署に対し、「ホコリで車が汚れた、洗車代を出せ。工事の音がうるさい、ホテルを段取りしろ。帰宅後は工事をするな。マンションを出るからマンションを買え。」等と再三にわたり要求した。	広島県発注工事
H24.7.26	指導	配水管新設工事について、「工事による渋滞のせいで病院から母親を連れて帰る際に脱水症状を起こした。」と主張する男が〇〇同和会を名乗る男と受注業者を訪れ、「今後一切渋滞を発生させないとの誓約書を書け。相場は10本じゃ。」等と要求した。	広島市発注工事
H24.8.23	指導	庁舎建設工事について、〇〇同和会、環境△△研究所を名乗る男らが市役所を訪れ、「工事の孫受けが倒産の危機に瀕している。元請と市による工事管理の不適切が原因である。下請けに倒産するところが出れば糾弾する。」等と申し入れた。	東広島市発注工事
H24.9.10	指導	水道管破裂の緊急工事について、隣接ビルの飲食店社員が市担当部署に対し、「工事で歩道を規制したので客が少なくなり売り上げが減った。どうしてくれるのか。会社に報告するのに報告書を持って来い。」等と要求した。	広島市発注工事
H24.11.27	指導	新築工事の近隣住民が、受注業者に対し、「うるさくて眠れない。工事を止めろ。挨拶もない。別の業者は10万円持ってきた。」等と要求した。	広島市発注工事
H25.5.28	指導	中学校改修工事に関して、付近住民を名乗る男が市に対し、電話で「工事の音がうるさい。何とかしろ。平日は我慢できるが土日は我慢できん。代替の住宅を用意しろ。」「PTDSなんだからちょっとでも音がしたら診断書を出す。」などと再三にわたって要求した。	広島市発注工事
H25.10.21	指導	街路樹選定作業において、通行人が「落下物が当たった。」と言うので、事実が判然としないまま、施工業者が謝罪しお詫び金を渡したが、その後、相手方が「交通整理をしていた警備員の連絡先を教える。」としつこく要求してくるようになった。	広島市発注工事
H26.6.10	指導	仮囲いを設置した下水道工事において、「仮囲いで見えなかったため、自転車と歩行者が接触し、歩行者が足に怪我をした。」とクレームを付け、「仮囲いがなかったらこのような事故が起らなかった。当事者だけに負担させるのはかわいそうだから。どうするんだ。」と施工業者に示談金を要求した。	広島市発注工事
H26.10.21	指導	舗装工事において、店舗に工事前の挨拶に行った際、「ここで工事があることを初めて聞いた。勝手に工程を決めて工事を行おうとしている。公共工事は、住民一人でも反対があればできないのではないか。」と言われた。その後、面会を試みたが会ってもらえず、連絡も取れなくなった。	広島市発注工事
H27.2.24	指導	民間工事の現場事務所に、「同和の者だが、現場で困ったことはないか。」との電話があった。その後、「研修会に参加できないか。参加できないのなら、研修用のCDを35,000円で購入してくれ。」と電話があり、断ると、「なんで協力できんのか。度々電話してもらおうかの。どうしたら協力してもらえるんか。」などと、しつこく要求された。	府中町発注工事
H27.4.17	指導	災害復旧工事のための護岸工事において、現地で立会・協議した際、関係者が「知っている業者でないと工事はさせない。」と要求してきた。	広島市発注工事

受理年月日（警察）	区分	事案概要	備考
H27.5.25	指導	工事の内容を知りたいという者と面会したところ、「安全対策、騒音対策に力を入れてくれ。」等と言われたが、その者には息子が経営する警備会社を使ってもらいたいとの思いがあった。その警備会社が使われないことを知ると「おまえのこの工事を止めさせるけんの。」等と怒鳴られた。	広島市発注工事
H27.6.19	指導	現場で交通整理をしていた交通誘導員と歩行者がぶつかった。この際、ぶつかったことで「スーツが汚れた。」とクリーニング代を請求された。	広島県発注工事
H27.8.24	検挙	緊急工事で行っていた下水道工事において、近隣住民が現場で「音がうるさい。工事を中止しろ。」と要求し、「要求を受け入れなければ刺すぞ。」と言って刃物を取りに自宅に戻り、現場作業員に刃物を突き付けてきた。	広島市発注工事
H27.10.22	指導	工事現場付近において、追突の交通事故を起こした者の親族が「工事現場のフェンスに目を取られて事故を起こした。この事故の原因は施工業者の不備もあるので誠意を見せてもらいたい」と車の修理代の一部を要求してきた。	広島市発注工事
H28.8.26	指導	道路を走行していた工事車両が停止した際、後ろを走行していた車両が路外に飛び出す事故が発生した。後方を走行していた車両の運転手は、工事車両が急ブレーキをかけて停止したのが原因であり、事故の責任はすべて工事車両にあるとクレームをつけてきた。	広島県発注工事
H28.1.15	指導	解体工事を請け負ったところ、会社にヤクザからTELがあり、会う約束をさせられた。	民間工事
H28.10.15	指導	解体工事を請け負ったところ、事務所にヤクザからTELがあり、会う約束をした。	
H29.5.1	警告	解体工事現場に組員を語る者が来て、「付近のテナントに入っている者から埃や音がうるさいと苦情が来ると、責任者に会いたい、連絡をさせろ」と言われた。	民間工事
H29.8.10	警告	解体現場に組員が来て、責任者にTELさせるよう言われた。	民間工事
R2.3.25	指導	木造解体工事現場に男（ヤクザ）が来て、「近所に迷惑をかけるんじゃないか」とクレームを言いに来たというもの。	民間工事
R3.11.1	検挙	木造解体工事現場に男（ヤクザ）が来て、「着工前なら5%だが今は10%払え」と要求され、聞き返したところ、「請負金額の10%を支払えということだ」と具体的要求をされた。	民間工事
R3.11.8	警告	公立学校のアスベスト除去工事を行っていたところ、暴力団を名乗る者が来て、「近所の者がうるさいと苦情が入った」と言ってきた。また、役場発注の他の工事現場にも来ていた。	世羅町発注